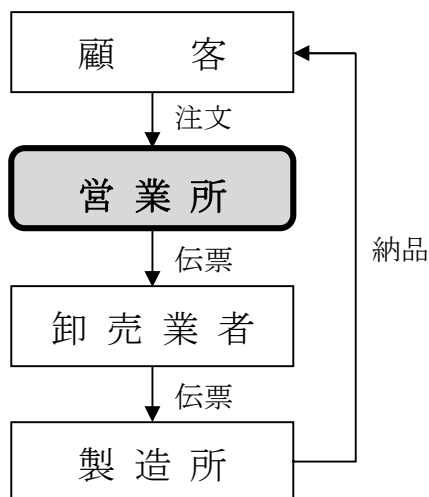


毒物劇物の伝票販売を営む店舗にあつては、業務の実態を把握するため、流通経路図を作成し申請書に添付してください。

流通経路図(記載例)

※あくまで一例です。実態に合わせて作成してください。

毒物劇物の流通経路図



取扱品:水酸化ナトリウム(25%)(CAS番号)、アンモニア(30%)(CAS番号)

1 顧客

名称	所在地	電話番号
(株) 青葉	仙台市青葉区本町2丁目○-○	XXX-XXXX-XXXX
(株) 泉	仙台市泉区八乙女1丁目□-□	XXX-XXXX-XXXX

2 卸売業者

名称	所在地	電話番号
(株) 太白	仙台市太白区长町2丁目△-△	XXX-XXXX-XXXX

3 製造所

名称	所在地	電話番号
(株) 若林	仙台市若林区新寺2丁目☆-☆	XXX-XXXX-XXXX

注) 記載上の注意

- 1 毒物劇物によって流通経路が異なる場合は、それぞれの毒物劇物について流通経路図を作成すること。(毒物については、取り扱う物すべての、劇物については、主に取り扱う物の流通経路図を作成すること。)
- 2 伝票の流れと毒物劇物の流れが明確に分かるようにすること。
- 3 製造所については、本社ではなく実際に製造している工場等について記載すること。

<申請者が法人の場合必要>

登記事項証明書 (原本)

原則、有効期間は、6ヶ月とします。